

令和2年第4回農業委員会総会議事録

令和2年4月10日（金）第4回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
2番	清原 保	3番	大原 砂利		
5番	谷川内 茂	6番	倉脇 敏弥	7番	眞壁 勲二
8番	神山 順一	9番	川上 憲次	10番	久保木 誠
11番	藤本 彰	12番	山田 條一	13番	小田 正廣
14番	奥山 亮	15番	橋本 澄男	16番	藤澤 和利
17番	仲田 清志				

推進委員10人

1番	小西 堅	2番	山本 計博	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	長岡 保義
7番	後藤 保夫	8番	井上 光男	9番	鈴江 寛
10番	奥津 忠和				

欠席委員 1人

4番 三上 雄二

議事

議案第18号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第19号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第20号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第21号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第22号	現況証明にかかる現況認定について
報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	完了届について
	農地法第18条第6項の規定による通知について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	吉田 征弘
	次長	竹村 陽子
	主幹	三村 真司
	主幹	高瀬 智裕

(開会時刻 午前9時30分)

竹村次長	<p>総会の前にまず最初に、4月1日付の人事異動により産業部長に異動がありましたので、ご紹介をさせていただきます。新しく産業部長に田邊部長が配属になりました。それでは田邊部長より挨拶をお願いします。</p> <p>(挨拶：田邊部長)</p>
竹村次長	<p>次に新しい事務局職員を紹介致します。小川局長の異動に伴いまして吉田局長、藤井主幹の異動に伴いまして三村主幹、滝口主査の異動に伴いまして高瀬主幹が配属になりましたので、よろしくをお願いします。それでは簡単に挨拶をお願いします。</p> <p>(挨拶：吉田局長、三村主幹、高瀬主幹)</p>
竹村次長	<p>なお、農地中間管理機構の農地集積専門員は、引き続いて大本さんが務められます。部長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。それでは、ここからは司会を三村主幹に代わります。</p>
三村主幹	<p>只今から新見市農業委員会第4回総会を開催致します。本日の出席は27名です。欠席の委員は4番の三上委員でございます。では最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。桜も満開を迎えようとしておりますが、例の新型コロナウイルスの影響で花見も思うように至らない状況でございます。先日非常事態宣言が7都府県に発令されましたが、岡山県に感染者は昨日で15名ですが、新見市では幸いなことに現在はいないような状態です。我々も対岸の火事とは思わず、感染のリスク回避に万全を期す努力を続けたいと思います。さて、さきほどご挨拶がありました小川局長、藤井補佐、滝口係長のお三方が相次いで異動されまして、吉田局長、三村課長補佐、高瀬係長のお三方が新たに配置となりました。人農地プランとか農地法の運用や懸案の一件などは、仕事がまだたくさん残っているところでございます。昨年一年間みっちり勉強された竹村次長がおられるので、これを先導にお願いして勉強しながら頑張りましょう。肝心なことを忘れておりましたが、今日延期になりました歓送迎会は必ず7月19日までにはよろしくお願い致します。では本日もよろしくお願い致します。</p>
三村主幹	<p>ありがとうございました。続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は17番の仲田委員に先導をお願いしたいと思います。</p>

仲田委員	「農業委員会憲章」の先導
三村主幹	ありがとうございました。それではここからの進行につきましては会長 よろしくお願い致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力を よろしくお願い致します。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録 署名委員は、2番清原委員、3番大原委員にお願いします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第18号農地法第3条の規 定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ござ いました。まず1番でございますが、現地確認を3月19日に行っており ます。場所は菅生、現況地目は田4筆でございます。移動の理由は売買に よる所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2名で、価格は記載の通りで ございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第 1号でございます。譲受人は経営農地はすべて耕作されており、保有して いる機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供 すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので、該当は ございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。 第3号につきまして、信託ではないので適用はございません。第4号、譲 受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見 込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供す べき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はござ いませぬ。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸 には当たらないので該当はございません。第7号ですが、このたび双方の 合意で売買するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上 の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます ので該当はございません。以上、この所有権移転につきましては申請書類 は揃っており、取得後の全ての用地を利用すること、機械、労働力なども 問題なく面積要件も満たしていること、また双方の合意による売買であ り、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当 しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上でございま す。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。

谷岡代理	<p>確認日が4月2日、小西推進委員さんと行っております。場所は菅生へ入るとすぐの田んぼと、それから約300m400mぐらい上った川の向こうの田んぼというふうになります。譲渡人が前々から作って頂いておりました人が、高齢化でよう作らないというふうにおっしゃってましたし、それと同時に中間管理機構にもお願いしたんですが、受け手がいないということで譲受人の人に直接聞きに行きました。どういう条件でこういうふうな話になったんですかと言いましたら、譲渡人本人から譲受人のほうに購入して頂けないかというふうな話があり、金額的にも双方で決めたと思います。それと譲受人は何を耕作されますかと言いましたら、水稲と牧草を少々作ろうかなというふうに考えているというふうにおっしゃってました。以上です。問題ないと思いますのでよろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続いて、議案第18号2番の議案について事務局から説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして2番でございます。確認を3月31日に行っております。場所は神郷下神代、現況地目は田畑計6筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲及び野菜、作業従事者は2名で、価格は記載の通りでございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号でございます。譲受人は保有している機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきましては、信託ではないので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、遠方に住んでいて耕作できないこと</p>

る者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして、信託でないもので適用はございません。第4号、譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして、農作業に従事すると見込まれますので該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、高齢で耕作できないため親から子へ贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。以上、この所有権移転につきましては申請書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また家族間贈与であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

橋本委員

現地確認を4月5日、仲田委員、大原委員、井上推進委員と行いました。場所は主要地方道多里線高瀬地区でございますが、●●●●●●の裏側に左に折れまして300mほど入った●●地区というところでございます。さきほど事務局がおっしゃいましたように、親から息子さんへの贈与でございますので、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長

ご意見、ご質問ございませんので、議案第18号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第18号4番の議案について事務局の説明をお願いします。

吉田局長	<p>続きまして4番でございますが、現地確認を3月24日に行っておりま す。場所は神郷釜村、現況地目は田畑計14筆でございます。移動の理由 は贈与による所有権移転、作物は水稲及び野菜、作業従事者は4名でござ います。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず第1号 でございます。譲受人は経営農地はすべて耕作されており、保有している 機械の能力、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべ き農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はござ いませぬ。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございませぬ。第 3号につきまして、信託ではないので適用はございませぬ。第4号、譲受 人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込 まれますので、該当はございませぬ。第5号、譲受人が耕作の事業に供す べき農地は、当該地区の下限面積20aを超えておりますので該当はござ いませぬ。第6号、許可申請にかかる農地は貸人の所有農地であり、転貸 には当たらないので該当はございませぬ。第7号ですが、このたび親から 子へ一括贈与するものであり、本件の権利取得により、周辺の農地の農業 上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられま すので、該当はございませぬ。以上、この所有権移転につきましては申請 書類は揃っており、取得後のすべての用地を利用すること、機械、労働力 なども問題なく面積要件も満たしていること、また家族間贈与であり、地 域調和も支障ないことなどから、農地法第3条第2項各号には該当しない ため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
橋本委員	<p>現地確認を4月5日、仲田委員、大原委員、井上推進委員と私で行いま した。場所は新見多里線●●地区でございます。●●地区の●●バス停よ り、新見側から見て100m左に入った場所でございます。この件につき ましてはさきほど事務局から説明ございましたが、家族間の贈与でござい まして、何ら問題ないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問 はございませぬか。</p>
後藤委員	<p>これ一括贈与だと思うんですが、贈与税の関係はかからないから出して ないんですか、猶予を。事務局のほう言ってください。価格が安いから贈 与税に引かからないということを出してないんですか、それとも。よく 心配する人は贈与税の猶予を税務署へ出すでしょう。</p>
会 長	<p>猶予は出てるようです。前に何年かにいっぺん出しますが。</p>

後藤委員	この人もそれなってる？
会 長	出してるはずですよ。
後藤委員	今3条で出てきてるのに前から贈与があるということはない？
橋本委員	譲渡人の一人のときに贈与で今言われたような契約をしてると思います。それでその人からのそれも贈与をしたのも近年じゃなかったかな。
後藤委員	今渡す人は親から贈与を受けてる訳でしょ。今度はその人が子へいく訳でしょ。これも免除にしとかなないとおかしいことにならん？
橋本委員	免除の手続きをしてもらって、親から子供で今度はその人が息子さんに贈与するその分のあれは僕はちょっと。
後藤委員	ちょっと確かめてみてあげてよ。あとで贈与税が農業委員会は教えてくれなかった、うちの親父のときにはそういうことをして猶予を受けてるのに、今回はそのことが出てなかったら贈与税がかかったとき教えてくれればよかったのにと言われても困る。
会 長	譲渡人はよくその事をご存じだろうと思います。自分がやってるんでその辺はあとで確認します。他にご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	他にございませんようなので、議案第18号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め、申請の通り決定と致します。続きまして、議案第19号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
吉田局長	それでは次に第4条の申請につきまして2件申請がございました。議案第19号第1番でございます。確認を3月18日に行っております。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は集会所で、転用理由は、現在使用している地区の集会所が老朽化しているため、申請地に新た

に木造平屋建ての集会所を建設するものです。工事期間は令和2年6月1日から令和2年12月31日までです。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の使用している地区の集会所が老朽化しているため、申請地に新たに地区の集会所を建設するもので、所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、自己資金と補助金でございます。以上でございます。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。

神山委員

4月7日に藤本委員、長岡委員と確認しております。場所なんですけど北房井倉哲西線の備北バスのバス停●●●●●という所があるんですけども、土地改良区の事務所がある所なんですけど、そこから東へ約600mぐらい行った場所になります。今の公会堂がもう老朽化ということで、建て替えということで場所を提供されたようです。問題ないと思います。よろしくをお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

後藤委員

これ補助金が入ってるんですが、これは個人の集会所じゃないでしょう。あくまでも集落の集会所でしょう。賃貸かなんかがあるんじゃないん。無償で貸してあげるのかな。それとも賃貸で入ってるのかな。賃貸で入ってるとなれば5条申請でしょう。どっかの代表が借りる訳でしょう、集落の。個人に対して補助金が出る訳ないでしょう。集会所といたら集落の代表の人とこの人が契約して、その土地を借りて集会所を建てる。4条じゃおかしい。集落の集会所といたら相手もいる訳でしょう。そしたらその土地に対して使用料をもらうんじゃないん。相手もいるということは5条申請の賃貸借の契約になるんじゃないん。4条というのは個人でしょう。

会 長

大体なら無償じゃないかと思う。その辺がちょっとわかりませんね。それは神山委員に聞いてみないと。

後藤委員

個人に集会所の転用をするのはおかしいでしょう。集落の代表と契約して無償でやろうとなると相手もいる訳でしょう。これだったらこの人の土地に補助金が出ている。そんなばかなことはないはずです。集会所だから。

	どっかの集落の代表と集落が話し合って、その土地を借りてそこへ集会所を建てるということじゃないかなと思う。そしたら賃貸借の契約の5条になる。4条はあくまで個人のもの。
会 長	この申請人の人もこの部落の人ではあるんですけどね。
後藤委員	だから4条じゃおかしいでしょう。集落の集会所を建てるといったら相手もいる訳だから、5条申請の賃貸借の契約になるはずなんです。じゃないかなと思う。4条の依頼で集落の集会所というのはおかしいでしょう。相手もいる訳でしょう。その話がまとまって補助金を出しましょう。仮にこの人にいくんだったら、別に契約書かなんかあるんですか。この土地を集落の人が買います、そういうものが添付されてないということはおかしい。基本的に4条申請は個人の分を転用するためです。内容からいって、これは地区の集会所だから、相手もいる訳だから5条申請で出さないと当然難しい。
会 長	地元とも契約書はないんでしょう。
後藤委員	おかしいって、それは。でなければ補助金なんて出る訳ないもん。これ市の補助金が入ってる。
後藤委員	やってなかったら個人の土地あります、はい補助金300万出しましょうというそんな話絶対ない。
会 長	集会所だから。
藤本委員	これは聞いた話だけど、補助金の問題は聞いてないので、聞いたところではこの●●●●という人は部落の以前の集会所自分の土地だった。それがもう老朽化してるんで、それを取り壊して現在の所は新たに作る。
後藤委員	これは個人の集会所じゃない訳だから、だったら5条申請の賃貸借で出るのが当たり前じゃないかなと。これだったらあくまで個人の集会所。
藤本委員	前回のときがどうしとるかまだ聞いてない。
後藤委員	絶対おかしい。5条の賃貸借じゃないといけんはずなんです。
会 長	ちょっと調べてみます。次2番へいかせてください。それでは1番はちょっと調べますんで2番をいきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

	<p>します。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして2番でございます。確認を4月6日に行っております。場所は哲多町田淵、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地は自宅から離れた場所にあり不便なため自宅近くの申請地に移転するものでございます。工事期間は令和2年5月1日から令和2年8月31日です。この申請地は甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。現在の墓地は自宅から離れた山中にあり、十分管理ができないため自宅近くに移転するもので、申請人が所有する土地で申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、すべて自己資金でございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
奥山委員	<p>確認日は4月7日、川上委員、鈴江委員と現地を確認しました。場所は哲多町田淵といって哲多と哲西の境目の所にある●●●●というお店の真裏です。お墓がちょっと遠くて山の中だったので、どうしても近くに移転したいということです。致し方ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第19号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当と致します。1番にかえりまして、1番はちょっと今回は保留とさせていただきます。今の1件ですが面積が30a以下のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要として許可を決定と致します。続きまして、議案第2</p>

	<p>0号農地法第5条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に第5条の申請につきまして、2件の申請がございました。それではまず1番でございます。現地確認は3月31日に行っております。場所は新見、現況地目は田1筆でございます。転用目的は住宅用地、転用理由は、譲受人は現在祖父の自宅に同居をされておりました、家族が増え手狭になったため、木造平屋建て住宅を新築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転で、工事期間は許可日から令和3年4月9日で、建ぺい率は47.04%です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。現在譲受人は祖父の自宅に同居していますが、家族が増え手狭になったため住宅を新築するもので、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画につきましてですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、すべて借入金でございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について地区委員の説明を求めます。</p>
倉脇委員	<p>4月8日に眞壁委員、溝尾推進委員の3名で確認しております。場所は●●●●●の右奥になります。以上です。よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号1番の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、本議案は許可妥当と致します。続いて、議案第20号2番の議案について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは次に第2番でございます。現地確認は4月3日に行っております。場所は高尾、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は住宅用地、転用理由は、譲受人は現在アパート住まいですが、家族が増え手狭になったため木造2階建て住宅を新築するものです。契約の種類は使用貸借権の</p>

設定で、工事期間は許可日から令和2年12月31日で、建ぺい率は22.1%です。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地と考えます。現在譲受人はアパート住まいですが、家族が増え手狭になったため住宅を新築するもので、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画につきましてですが、土地造成費及び建築費は記載の通りで、資金は自己資金と借入金でございます。以上でございます。

会 長 この件について関係地区委員の説明を求めます。

倉脇委員 これも4月8日に3名で確認をしております。場所は●●信号を入れてすぐの左手になります。以上です。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

仲田委員 この住宅なんですけども、127㎡の内建ぺい率が22.1%で建築費で4000万となってるんですけども、ちょっと建ぺい率が低いような気がするんですけど間違っていないですね。

吉田局長 転用部分につきましての建ぺい率が22.1%で間違いございません。

後藤委員 1階部分は何㎡？

倉脇委員 この土地にかかるのは家のちょっと一部分だけになるんで、そこにかかる建ぺい率で言えば22%しかない。

仲田委員 納得しました。

会 長 他にご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

会 長 ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお2件とも面積が30a以下のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいでしょうか。</p> <p>(はい)</p>
会 長	<p>それでは諮問不要とし許可を決定致します。続きまして、議案第21号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回新規の貸付が14件出ております。1番が正田の畑1筆、2年の使用貸借。2番が唐松、田1筆、20年の使用貸借。3番が大佐大井野、田4筆、5年の使用貸借。4番が神郷油野、田3筆、5年の使用貸借。5番が神郷高瀬、田3筆、5年の使用貸借。6番が神郷高瀬、畑1筆、5年の賃貸借。7番が哲多町老栄、田2筆、5年の賃貸借。8番が哲多町老栄、田5筆、5年の使用貸借。9番が哲多町老栄、田4筆、5年の使用貸借。10番が哲多町老栄、田4筆、5年の使用貸借。11番が哲多町老栄、田5筆、5年の使用貸借。12番が哲西町大野部、田2筆、9年の使用貸借。13番が哲西町畑木、田9筆、1年の賃貸借。14番が哲西町上神代、田7筆、5年の賃貸借となっております。なお4番、5番、7番から12番まで8件については農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を順次求めます。1番から。</p>
三輪委員	<p>確認を4月4日、逸見会長、藤澤委員、私とで確認しました。場所は正田とありますがこれは字広瀬です。●●●橋から●●のほうに100mほど行きましたら三叉路があります。そこで左側高梁川方向に100mくらい行きましたら左側に空き地があります。問題ありません。よろしく願いします。</p>
会 長	<p>2番もお願いします。</p>
三輪委員	<p>確認は4月4日です。逸見会長、藤澤委員、私とでしました。場所は唐松の旧唐松幼稚園から小阪部川方向、途中備北新線がありますが備北新線を横切って、小阪部川方向に30mくらい行った所の左側にあります。問題ありません。よろしく願いします。</p>

後藤委員	<p>これは大井野、旧大井野小中学校があったんですが、それから500mほど上に行った所の集落、●●●●●という集落があるんですが、その中にある農地なんですが、これ両方とも酪農をやられてたんですが、貸し手のほうの旦那さんが亡くなって、今は辞めてるんですが再設定にも出てくるんですが、そのときしてると思ってたがこれが落ちていたということで、このたび改めて出したということです。よろしくお願いします。</p>
井上委員	<p>4月5日に現地を確認致しました。大原委員さん、橋本委員さん、仲田委員さん、貸付人さんと現地を確認しました。場所は神郷●●地区の公民館周りがある3筆でございます。それから次、これも貸付人さんと仲田委員さん、橋本委員さん、大原委員さんと現地を確認致しました。4月5日、これは神郷高瀬の市バスの●●●から50mほど行った道路沿いにございます。3筆でございます。それから6番目は同じく大原委員さん、橋本委員さん、仲田委員さんと本人さんと行きました。場所は●●地区のトマト団地にございます。そこで新規に入っておられますトマトで研修されてる方がされるということでございます。以上です。</p>
鈴江委員	<p>現地確認を4月7日に川上委員、奥山委員と私と3名で行っております。場所は哲多総合センターから●●へ入りまして、5kmほど行った辺りでございます。貸付人の方が耕作ができないということから、今後は借受人に渡すということでございます。よろしくお願いします。7番から11番まで同じところです。</p>
会 長	<p>持ち主が違うだけですね。</p>
奥津委員	<p>確認日は4月2日、三上委員、谷川内委員、私とで確認致しました。 12番の場所はですね、野馳小学校から東城方面に県道を約1km行った所の、特に目印がないんですが国道縁右側2筆ほどありました。13番はこれは、哲西中学校から182号線を東城方面に約500mほど行った所、●●●●を右に曲がって中国自動車道をくぐってすぐの田んぼで、4枚目から上に9筆ありました。あと14番は矢神小学校へ向かって左側の道路から川を渡った所に1筆と、手前に6筆ございました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>

会 長	<p>それでは採決を行いますので、当事者の橋本委員さんはちょっと退室をお願いします。</p> <p>(橋本委員退室)</p>
会 長	<p>それでは採決を行います。議案第21号の新規の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、新規は決定と致します。</p> <p>(橋本委員入室)</p>
会 長	<p>それでは続きまして、再設定について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>再設定が11件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会 長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がございますか。</p> <p>(ありません)</p>
会 長	<p>補足説明ございませんので再設定についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、再設定は決定と致します。続きまして、議案第22号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは続きまして、現況証明にかかる現況認定につきまして1件申請がございました。議案第22号第1番でございます。確認を3月31日に</p>

	<p>行っております。場所は神郷下神代、現況地目は山林4筆で、理由は昭和の頃から植林し、山林となっているというものでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
仲田委員	<p>確認日は4月5日、大原委員、橋本委員、井上推進委員とそれから司法書士と確認を致しました。申請者のほうは3条申請にも出ましたが、亡くなられた●さんの長女の方でございまして、この際家を売却し、山のほうも管理が大変なので、地元の人にこのあと売却をするということになっておりました。現況のほうはもう40年50年スギ等がびっしりと立っておりまして山林でございました。場所ですが182号線●●●●●●●●●●から東城方面に200mほど行った所を右に上がって、●●●●●●●●●●というのがあるんですが、その林道を100mほど行ったら現地でございます。問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号について認定賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め、認定と致します。40分まで暫時休憩と致します。</p> <p>～ 休憩 ～</p>
会 長	<p>時間が参りましたので、続きまして報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。第1番は確認を3月23日に行っております。場所は坂本、現況地目は田1筆でございます。目的は農機具倉庫。理由でございますが農機具倉庫を設置し、農作業の効率化を図るというものでございます。第2番は確認を4月3日に行っております。場所は西方、現況地目は田2筆でございます。目的は農道。理由でございますが農道を設置し、農作業の効率化を図るというも</p>

	<p>のでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。</p>
眞壁委員	<p>4月5日に泉推進委員と調査しました。場所は坂本円田地内で現在休耕中の水田です。問題ないと思います。以上です。</p>
仲田委員	<p>確認日は4月5日です。場所は●●●●●から下流側へ200mほど行った所で、農道する所へ向けて木を立ててあってここにするんだろうなと思ったんですが、大原委員、井上推進委員、橋本委員とそれから本人さんと現地のほう確認しました。問題ないと思います。</p>
会 長	<p>次に、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。</p>
吉田局長	<p>それでは、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用の申請が1件ございました。第1番は確認を3月23日に行っています。場所は菅生、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は携帯電話無線基地局の新設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービスの向上を図るというもので、契約の種類は賃貸借権の設定、工事期間は令和2年5月10日から令和2年6月30日までとなっております。以上でございます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
谷岡代理	<p>確認日が4月2日、場所ですが熊谷の小西推進委員さんの家の前をずっと上がったら吉野河内という所があります。これも1畝あるかないかというような土地でございました。情報網のアンテナを建てるということで、よろしくお願い致します。</p>
会 長	<p>次に、農地転用期間変更届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>期間変更届が1件出ております。哲西町大野部地内で畑1筆、農地法施行規則第53条による携帯電話無線基地局の設置で、令和2年3月31日までの予定でしたが、設置のスケジュールが変更になったため令和2年6月1日までの変更となっております。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、完了届について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>完了届が4件出ております。1番目が大佐永富地内、農地法第5条によ</p>

	<p>る駐車場及び進入路への転用。2番が神郷油野地内、3番が神郷釜村地内で、どちらも農地法施行規則53条による携帯電話無線基地局への転用です。4番が哲多町成松地内、農地法第5条による一般住宅への転用となっております。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願い致します。</p>
久保木委員	<p>4月5日に確認を致しました。立派に完成しておりました。以上です。</p>
大原委員	<p>4月5日に確認しました。立派なアンテナが建っておりました。</p>
橋本委員	<p>4月5日に現地確認を行いました。立派なのが建っておりました。以上です。</p>
川上委員	<p>4月7日に、奥山、鈴江両委員さんと現地を確認致しました。以上です。</p>
会 長	<p>続いて、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>農地法第18条第6項の規定による通知が1件出ております。農地法3条による賃貸借権を解約するものです。場所は唐松、田1筆、この18条6項の貸付人が耕作することとなったためということです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より報告をお願いします。</p>
藤澤委員	<p>場所は5ページの経営基盤強化法の2番のすぐ右隣の田んぼであります。理由はここに書いてある通りでございます。以上です。</p>
会 長	<p>続いて利用権設定中途解約について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>利用権設定の中途解約が4件出ております。1番が神郷高瀬、田5筆、今回の議案1ページの農地法3条の1番で説明した所で、この3条申請を出すための解約ということになりました。2番が哲西町大野部地内、田2筆、ため池の貯水能力が低下し、水の管理が難しいためということです。3番が哲西町大野部地内、田2筆、耕作者のケガにより、このたび解約するということです。今後は農地中間管理機構への貸付を希望されております。4番が哲西町矢田地内、田3筆、耕作者の体調不良により解約されるものです。以上です。</p>

会 長	この件について関係地区委員より報告をお願いします。順次1番から。
井上委員	さきほど事務局よりご説明があった通りでございます。というのがその2ページの3番ですかね。現地を確認した日と同じで、理由はさきほど説明があった通りでございます。
奥津委員	確認日は4月2日、谷川内、三上委員と3人で確認を致しました。2番3番4番同じでございます。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
事務局	(ありません)
会 長	ないようなので、続きましてその他ですが事務局からありますか。
竹村次長	連絡事項が2点あります。お手元に新見市賃借料情報というA4の紙を1枚配布させて頂いております。毎年なんですけれども、去年1年間の賃貸借のデータを全部集計させて頂いて、その平均値とか最高額とか最低額というものを下させて頂いております。賃借料なんですけれども、一番下のほうに書いております現物支給をしている場合は、米1俵辺り14,220円に換算しております。利用権設定をされるときの参考にしていただけたらと思います。以上です。
三村主幹	それでは次回の総会の日程でございますが、5月15日(金)午前9時30分から今日と同じ会場です。南庁舎の1C会議室となっておりますがよろしいでしょうか。それでは終了後に例年農地部会、農政部会を開催しておりますが、この件につきましては改めてご連絡させて頂きたいと思っております。また6月の日程でございますが、18日(木)午前9時30分から同じ会場を検討しておりますがいかがでしょうか。ありがとうございました。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんでしょうか。
後藤委員	先月ですが、太陽光発電の転用の件認可されたんですが、この周知は市報かなんかでされるんですか。
竹村次長	まだ市報等で周知はしていないんですけれども。

後藤委員	だからされるんですか。しないんですか、されるんですか。
竹村次長	また周知をさせていただきます。
後藤委員	いつですか。
竹村次長	市報は今からだったら6月ぐらい。
後藤委員	せっかくいいように決めたんで、早く皆さんにお知らせしてあげてください。
竹村次長	はい。ありがとうございます。
後藤委員	それからもう1点は、農業委員さんがあってはいけんので言っておきますけど、トラクターの改正がされたりした農協のJAだより等でも載っていたと思うんですが、ロータリーをつけて走った場合は1m70以内なら小型特殊で乗れるけど、超えた場合は大型特殊ですよというふうに載っていたと思うんですが、農業委員さんこれ引っかからないようによろしくお願いします。
会 長	はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問はございませんか。報酬の振込通知書が私780円しかもらえないんですけど、この場で配ってもいいんじゃないですか、毎月。他にございませんようでしたら、閉会の挨拶を谷岡代理が行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 11 時)	